

がん対策審議会 緩和ケア推進部会	資料3 藤田委員 提出資料
令和4年1月26日(水)	

令和4年1月11日  
NPO 法人ピュア 藤田敦子

## 【要望】 小児・若年世代への在宅療養等支援助成について

いつも、患者と家族の為、がん対策にご尽力下さり、ありがとうございます！

国の第3次がん対策基本計画で「個々のAYA世代のがん患者の状況に応じた多様なニーズに対応できるよう、情報提供、支援体制及び診療体制の整備等が求められている」とあり、各都道府県で、妊孕性、医療用ウィッグ購入費用、在宅療養支援等、独自の助成が行われています。

都道府県として小児・若年世代への在宅療養助成制度があるのは、兵庫県、鹿児島県、和歌山県、静岡県、愛媛県であり、和歌山県は一括県の窓口で受付、他は市町村がそれぞれの窓口を作る形を取っています。一度、患者側が支払い、償還する形が多いです。松戸市の川越正平医師がまとめられているので添付します（別紙1）。

千葉県では、浦安市が医療用ウィッグ購入費用と一緒に在宅療養生活支援助成を始め、千葉市、松戸市と続き、現在、柏市も動き出す所と聞いております。

千葉市では複数の議員からの声があり、千葉県がんセンター、千葉大学、千葉医療センターの相談支援センターへの聞き取りを行い、必要な施策として実施されています。でも、この3つの病院の患者は千葉市だけに留まらず、千葉県全域から高度医療を求めて、AYA世代の患者が通院しています。AYA世代はギリギリまで治療を希望しますので、緩和ケアを望んでも、緩和ケア病棟待機期間を待つことができず、また小さなお子さんと最後まで一緒に過ごしたいと望む患者が多いです。千葉市は、治癒を目的とした治療を行わない方に限り、訪問介護の身体介護、生活援助、通院のための乗車・降車の介助も入れています。通院のための介助が入ることで、早期からの緩和ケアが可能になります。

川越先生によると、「想定される対象者数は少数で、限られた期間支援することで対応できる。人口10万人あたり年間20万～40万円程度の予算で、あらゆる世代の住民が『病んでも自宅で暮らし続ける』ことへの支援は、地域共生社会実現にとって、小さくても意味ある一歩となるだろう」と結ばれていました。

在宅医療が進んでいる一部の市町村だけでなく、すべての千葉県民が、最期まで自分らしく生きる事ができるように、千葉県がん対策審議会緩和ケア推進部会の創意として、40歳未満の若年がん患者への在宅療養支援助成事業の実現を千葉県に提言致したく、どうか、委員の皆様の同意をお願い申し上げます。

### 参考資料

- 別紙1 川越正平先生 医事新報社 識者の眼
- 別紙2 千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業のご案内 表・裏
- 別紙3 和歌山県若年がん患者の在宅療養支援事業
- 別紙4 福岡県小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業のご案内

(別紙 1)

日本医事新報社 [No. 5087](#) (2021年10月23日発行) P. 61

**【識者の眼】「AYA世代のがん患者在宅療養支援の自治体事業」川越正平**

<https://www.jmedj.co.jp/journal/paper/detail.php?id=18190>

AYA (Adolescent and Young Adult、思春期・40歳未満の若年成人) 世代のがんによる全国の死亡数は年間約 2500 名である。介護保険の被保険者ではないため、在宅療養支援の体制は乏しい。公表情報を調査したところ、2021年2月末日時点で21の地域で独自の自治体事業が実施されていた(市13、県3、県・市町村共同5)。福祉用具貸与・訪問入浴・訪問介護・福祉用具購入が過半数の地域の施策に含まれていた。医師意見書料の補助は2地域(鹿児島市・さいたま市)、ケアマネジメントを給付対象としているのは1地域(甲府市)、おむつ代を助成する地域はなかった。一方、通院に係るタクシー運賃等移送費の補助が2地域(鹿児島市・浦安市)で設定されていた。助成額はサービス利用料の9割とする地域が大半で、その上限額は5万~8万円/月だった。償還払いが過半数で、委任払い方式を採用しているのは8地域にとどまっていた。

人口約50万の当市(松戸市)に、2016~2020年に居住していたAYA世代がん患者の在宅療養支援の実績について医師会と訪問看護連絡協議会を対象に調査した。死亡統計上、同期間の20~39歳のがんによる死亡は49名だったが、在宅療養支援の実績を把握しえたのは10名だった。年齢中央値36.0歳、7名が女性、在宅療養期間の中央値は63.0日で、8名が自宅で死亡していた。介護者が複数の世帯が5名、配偶者のみが3名、親のみが2名、5名には未成年の子がいた(ダブルケア)。2名が身体障害者手帳を取得していた(1名は申請中に死亡)。6名はがん治療等のため定期通院し、うち2名は介護タクシーを自費で利用していた。6名は特殊寝台や車椅子等を貸与し、3名は自費で購入していた。8名は入浴介助や清拭等清潔ケアを家族や看護師が行い、2名は訪問入浴を自費で利用していた。2名は訪問看護の回数を減らし、1名は訪問薬剤管理指導の利用を手控えていた。このように、介護面、経済面で大きな負担を抱えている実態が浮き彫りとなった。

調査を踏まえ、当市において年2回開催されている首長との懇話会(医師会からの政策提案の場)で、AYA世代がん患者の在宅療養支援事業化を提案したところ、必要な施策だと認められ、実現の運びとなった。想定される対象者数は少数で、限られた期間支援することで対応できる。人口10万人あたり年間20万~40万円程度の予算で、あらゆる世代の住民が「病んでも自宅で暮らし続ける」ことへの支援は、地域共生社会実現にとって、小さくとも意味ある一歩となるだろう。

## 問い合わせ先・申請窓口

### ● 来所での申請

担当部署	所在地	連絡先
中央保健福祉センター健康課	中央区中央4-5-1きぼーる13階	043-221-2582
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂1-1	043-275-6296
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川4-12-4	043-284-6494
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚2-19-1	043-233-8714
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町226-1	043-292-2630
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂5-15-2	043-270-2221

### ● 郵送での申請

担当部署	郵便番号	所在地	連絡先
健康推進課	260-8722	中央区千葉港1-1	043-245-5223

## がんに関する相談窓口 [がん相談支援センター]

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、がん専門相談員として研修を受けたスタッフ（看護師やソーシャルワーカーなど）が、信頼できる情報に基づき、患者さんやご家族の相談に広く対応しております。

病院名および相談窓口	電話番号	対応曜日・時間
千葉県がんセンターがん相談支援センター	043-264-6801	月～金 9:00～17:00
千葉大学医学部附属病院がん相談支援センター	043-226-2698	月～金 9:30～16:30
千葉医療センターがん相談支援センター	043-251-5320	月～金 9:00～16:00

## 千葉県がん情報 ちばがんナビ

県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/>



発行 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
TEL:043-245-5223 FAX:043-245-5659  
Email: suishin.HWH@city.chiba.lg.jp

令和3年7月発行

# 千葉市

## 若年がん患者の 在宅療養生活 支援事業 のご案内

若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、介護保険の対象ではない40歳未満のがん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成します。

■申し込みに必要な書類は、こちらの↓ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/zaitakusien.html>

千葉市 若年がん患者の在宅療養生活支援事業



## 助成の対象となる方

(1～2のすべてにあてはまる方)

- 1 申請時及び利用時に市内に住所を有する 40 歳未満の方
- 2 がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る）

## 対象となるもの

- 訪問介護（ホームヘルプ）  
身体介護、生活援助、通院のための乗車・降車の介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具貸与  
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレスなど）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト（つり具を除く）、自動排泄処理装置
- 福祉用具購入  
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具



- ※1 ただし、対象者が千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となる場合には、給付の対象となる経費を除きます。
- ※2 他の事業において、上記と同様のサービスを受けている場合、その経費は対象外となります。

## 助成金額

- 1か月あたりのサービス利用料に対し、原則としてサービス利用料の9割相当額を助成します。
  - 千葉県からの助成額の上限は、原則として1か月あたり5万4千円になります。1か月あたり6万円を上回る利用料は、全額ご本人負担となります。
- ※サービス利用料は、いったん全額負担していただきます。

## 申請から助成金交付までの流れ

### 1 利用申請と決定（市↔申請者）

以下の必要書類を次ページの申請窓口に提出してください。  
申請内容を審査し、利用決定通知を郵送します。  
(助成要件を満たさない場合、利用不決定通知となります。)

- ①千葉県若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書
- ②医師の意見書（市の所定書式）※意見書作成料は自己負担

### 2 サービス利用と支払い（申請者↔事業者）

- 介護サービス事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。利用決定を受けた場合、申請日以降の利用分から助成対象となります。
- 介護サービス事業者から請求された額の全額を事業者にいったんお支払いください。領収書と明細書（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

### 3 助成金の請求と交付（市↔申請者）

- 以下の書類を、申請先に提出してください。（助成金の請求は1か月単位となります。一定期間分をまとめてご請求いただくことも可能です。）  
※サービスを利用した月から2年以内に請求してください。
- 市による請求内容の審査を経て、助成決定通知を郵送し、助成金の請求時に指定された口座に、助成金を振り込みます  
(助成要件を満たさない場合、不交付決定通知を郵送します。)

- ①千葉県若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付請求書
- ②事業者が発行した領収書原本
- ③事業者が発行した利用サービスに関する明細書の写し
- ④振込先が確認できるもの（通帳の写し等）



# 「福岡県小児・<sup>あや</sup>AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業」のご案内

令和元年8月1日事業開始

小児・AYA世代（※）のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、県内の一部市町村では、在宅介護サービスに係る利用料を助成しています。

福岡県は、「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」に取り組む市町村を支援します。

（※）AYA世代…「Adolescent and Young Adult 世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

実施市町村（令和3年4月1日時点）

北九州市、福岡市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、新宮町、粕屋町、大刀洗町

最新の情報は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gan-zaitaku.html>）でご確認ください。

## 事業概要

### 対象者

40歳未満のがん患者  
（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する方）

\*他の制度で同様のサービスを利用することができる場合、対象とはなりません

### 対象となるサービス

#### ① 訪問介護

身体介護（入浴、排せつ、食事の介助）  
生活援助（掃除、洗濯、調理等の介助）  
通院等乗降介助（通院等のための車両への乗車又は降車の介助）



#### ② 福祉用具の貸与・購入

車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、歩行器、移動用リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座、入浴補助用具 など

#### ③ 訪問入浴介護

### 自己負担

サービス費用の1割（利用上限額：60,000円/月）

\*ひと月のサービス費用が6万円を超えた場合、その月の6万円を超えた部分は全て自費となります。



◆事業内容は市町村によって異なる場合がありますので、事前に裏面の問い合わせ先までお尋ねください。



福岡県 保健医療介護部がん感染症疾病対策課

TEL :092-643-3317(直通)

FAX :092-643-3331

E-mail :shippei@pref.fukuoka.lg.jp

令和3年4月作成





# 実施市町村の問い合わせ窓口

(令和3年4月1日時点)

	担当部署	電話番号	事業開始	助成方法	利用できるサービス事業所の指定	①訪問介護	②福祉用具の貸与・購入	③訪問入浴介護
北九州市	難病相談支援センター	093-522-8763	令和2年7月1日	償還払い	なし	○	○	-
福岡市	地域医療課	092-711-4892	令和2年7月1日 (適用:令和2年4月1日)	償還払い	なし	○	○	-
久留米市	保健所健康推進課	0942-30-9729	平成31年4月1日	現物給付	あり	○	○	○
田川市	保健福祉課	0947-85-7118	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
柳川市	健康づくり課	0944-77-8536	令和2年1月1日	償還払い	なし	○	○	-
八女市	健康推進課	0943-23-1201	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
行橋市	地域福祉課	0930-23-8888	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
筑紫野市	健康推進課	092-920-8611	令和2年3月4日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い ※代理での業者払いも可	あり	○	○	-
春日市	健康スポーツ課	092-501-1134	令和2年2月18日	償還払い ※代理での業者払いも可	なし	○	○	○
大野城市	すこやか長寿課	092-501-2222	令和2年2月10日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	あり	○	○	-
宗像市	健康課	0940-36-1187	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
太宰府市	元気づくり課	092-928-2000	令和2年5月12日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	-
古賀市	福祉課	092-942-1150	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
みやま市	健康づくり課	0944-64-1515	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
糸島市	健康づくり課	092-332-2069	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
那珂川市	健康課	092-953-2211	令和2年3月23日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	-
宇美町	健康福祉課	092-934-2243	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
新宮町	健康福祉課	092-962-5151	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
粕屋町	介護福祉課	092-938-0229	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
大刀洗町	健康課	0942-77-1377	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-

## 手続きの流れ

(償還払いの例)

1. 利用申請  
利用者は、申請書・医師意見書等を市町村の担当窓口へ提出してください。
2. 利用決定の通知  
申請内容を審査し、市町村から決定通知を送付します。
3. サービスの利用  
利用者は、介護サービス事業者と契約を行い、サービスを利用してください。
4. サービス利用料の支払い  
利用者は、介護サービス事業者で請求された額の全額をいったん支払ってください。
5. 助成金の請求  
利用者は、請求書・領収書等を市町村の担当窓口へ提出してください。
6. 審査、助成金の支払い  
申請内容を審査し、市町村から助成金が支払われます。

◆申請の流れは市町村によって異なりますので、事前に上記の問い合わせ先までお尋ねください。

# 若年がん患者の在宅療養支援事業

若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で、自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成（償還払）し、患者さんとご家族の負担を軽減します。

## 1. 対象者

以下の（１）～（４）のすべてに該当する方

- （１）和歌山県に住所を有する方
- （２）**20歳以上40歳未満**の方（18歳又は19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方を含む）
- （３）がん患者で、在宅生活の支援及び介護が必要な方
- （４）他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

## 2. サービス内容

介護保険指定事業所による、以下のサービスが対象

### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

身体介護（食事、清拭、入浴、排泄などの介助）  
生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物などの介助）、通院・外出介助など

### ② 訪問入浴介護

### ③ 福祉用具貸与

車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動リフト、自動排泄処理装置

### ④ 福祉用具購入

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

## 3. 助成額

サービス区分	上限額	自己負担
① 訪問介護	①～③を合算して1月あたり9万円	1割※ （最大8万1千円を助成）
② 訪問入浴介護		
③ 福祉用具貸与		
④ 福祉用具購入	1年あたり10万円	1割※ （最大9万円を助成）

○サービス提供事業者から請求された額をいったん全額負担していただき、県への請求の後、後日、助成額（9割相当）をお支払いします

○サービス利用上限額を超える利用料については、ご本人の負担になります

※生活保護を受給されている方は上限額の範囲で全額助成します。

### 【申請窓口・お問合せ先】

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 **がん・疾病対策班**

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2640

## 4. 申請のながれ

制度の詳細を説明いたしますので、申請される前に、必ずおもて面の下に記載している申請窓口まで電話でお問い合わせください

- 申請様式等は、県ホームページからダウンロードできます
- 「和歌山県 若年がん患者 在宅療養支援」で検索してください

### 1. 利用申請

以下の書類を県庁健康推進課に提出してください（郵送可）

#### 《提出書類》

- (1) 和歌山県若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式1）
- (2) 主治医の意見書（様式2） ※主治医の意見書の作成料は、利用者の負担になります
- (3) 住民票原本（申請日から3か月以内のもので、マイナンバーの記載がないもの）

### 2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、決定通知書を郵送します

### 3. サービスの利用（訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入）

介護サービス事業者（介護保険の指定事業者に限ります）と契約を結び、サービス利用を開始してください

なお、利用決定された場合、利用申請日にさかのぼって助成対象になります

### 4. サービス利用料の支払い

介護サービス事業者に請求された額をいったん支払い、①領収書と、②サービス内容・日時・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください

### 5. 助成金の請求

以下の書類を県庁健康推進課に提出してください（郵送可）

#### 《提出書類》

- (1) 和歌山県若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書（様式7）
- (2) サービス利用を受けた事業者の領収書の写し
- (3) サービス内容・利用回数・金額が記載された明細書の写し
- (4) 助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、委任状（様式8）を添付

※請求額は、サービス利用料から自己負担額（1割相当額）を除いた額を請求してください。

※サービスを受けている期間であっても、月単位で請求することもできます  
同一年度内であれば、複数月分をまとめて請求することもできます

※サービスを利用した日から、2年を経過したときは助成金の請求できなくなりますのでご注意ください

### 6. 審査、助成金の支払い

申請の内容を審査し、適当を認めた場合は、指定の口座に利用料を支払います

